

四日市市告示第168号

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市公的介護施設等整備費補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第378号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、 <u>平成32年度以前</u> において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成30年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、 <u>平成29年度以前</u> において補助決定された事業については、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。